

住民登録

2月1日現在

前月比
人口 73,038(+6)
男 34,882
女 38,156
世帯数 20,736(+320)

大 報

おおだて

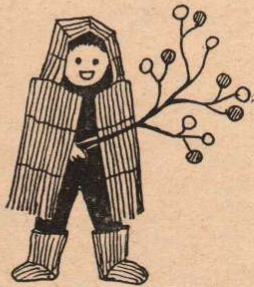
3月号 (No.248)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 42-1212
発行年月日 — 昭和53年3月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可 (1部5円)

アメッコ市



400年余の歴史を誇る本市の民俗行事、「アメッコ市」が、今年も2月11・12日の両日、大町中央通りで開催されました。

今年は、幸いにも連休となったうえ、好天にも恵まれ、出店も70余店と昨年を上回り、会場は2日間でおおよそ12万人の人出で、かつてない活気を呈しました。特に、今年の干支であるウマの細工アメに人気が集中し飛ぶように売れていました。

また、おやしろ前に設けられた酒やアマ酒の無料サービスコーナーは、若いカップルや家族連れ等であふれる程の人の波でいっぱいでした。

市(イチ)には、今では懐しくなった馬そりも登場し、田代山の白ヒゲ大神、ミス観光大館、大館獅子がこれに同乗し、「五穀豊饒」、「家運隆盛」を祈願しながら市内を巡回しました。

年々、盛況になっていく冬の風物詩、アメッコ市をいつまでもみんなの手で受け継いでいきたいものです。

好天に恵まれ12万人の人出



"ミス観光大館"を募集します

市および商工会議所それに観光協会では、大館市の観光を広く宣伝するため、代表的な観光娘を募集します。奮ってご応募ください。

◆受付期間・3月1日から3月25日まで

◆応募先・市役所商工観光課又は大館駅前観光案内所

◆応募資格・秋田県内に在住する満17才以上の未婚女性

◆審査・3月26日(日)午後2時から秋北ホテルで行います。応募者の服装は洋装、和装を問いません。

◆賞・ミス観光(1名)5泊6日のグアム島招待協賛家具店寄贈の家具
準ミス観光(4名)協賛家具店寄贈の家具
応募者全員へ記念品

◆発表・本人へ通知するほか、4月の広報や新聞等で発表します。

※入賞者は観光大館館の子使節として北関東、東北一周の観光キャラバン隊に同行していただくほか、市の観光行事に参加していただきます。

中小企業者への融資と貸付のご案内

◆市の機械類貸付制度

工業用の生産、加工、試験、又は検査に使用する機械器具及び装置を市が購入し貸与する制度です。対象者は市内に1年以上工場、又は事業所を有する中小企業者

受付期間・4月1日から4月20日まで

価 格・200万円まで

◆市の融資あっせん制度

市内に1年以上住所、又は事業所を有し、中小企業信用保険法に該当する事業を営む方で市税を完納している方が対象となります。

融 資 額・300万円まで

貸付期間・運転資金3年以内、設備資金5年以内

受付期間・随 時

◆秋田県設備近代化資金貸付制度

中小企業者が設備を近代化する場合、機械等の設備資金を無利子で長期間(1年据置5年償還)貸付

ける制度で県内で1年以上事業を営む中小企業者

受付期間・3月10日から

4月28日まで

貸付金額・20万円から

800万円まで

所要資金貸付率・貸付対

象設備資金の

45%~50

%の範囲

◆秋田県機械類貸付制度

県が機械類を購入して

貸与する制度で対象者は

県内で1年以上事業を営む中小企業者

受付期間・3月1日から3月25日まで

価 格・20万円から800万円まで

※申込み及び詳細については市役所商工観光課へお

問い合わせください。

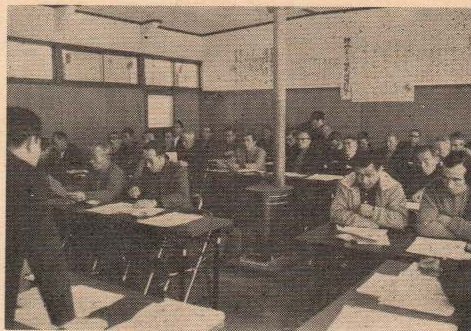
(電話) 42-1212内線291番



米の生産調整

今年から水田利用再編対策として実施

- 米の生産調整は、昭和51年から実施された「水田総合利用対策事業」に代って、53年からは「水田利用再編対策」として実施されることになりました。
- 水田総合利用対策事業は、水田を利用して米以外の農産物の増産を図り、国内における農産物の総合的な自給力の向上を図る目的で行われてきましたが依然として稲作指向が強い一方、米の需要が引き続き停滞していることから、今年からは水田利用再編対策に切りかえ、水田転作面積を配分したうえで、米の生産を抑制するとともに、飼料作物、大豆、麦そば等の転作を実施し、農産物の需要の動向に安定的に対応できる農業生産構造の確立を図ろうとするものです。



水田利用再編対策の内容説明会 (53.1.16中央公民館)

本市の転作目標面積は
水田の7%で283ha

本市には、転作目標面積283ha(283町歩)が配分され、これは昨年の3・3倍で水田面積の7%にあたります。つまり、農家個々にその所有する水田面積の7%を転作してもらうことになるわけです。

以下、水田利用再編対策の概要をお伝えします。

実施期間 はおおむね10年間とし、これを数期に分け第1期は53

年から55年までの3年間として実施することになっています。

転作目標面積の配分方法

は、農家個々に配分しますが、この場合各集落内に団地化した計画転作を推進するため集落ごとに仮配分し、集落内の調整を経て正式に配分します。配分された面積は未達成や新規開田などがない限り3年間は同じ転作目標面積となります。

実施の種類

としては次の3通りがあります。

(1)転作

米以外の特定作物(大豆、そば、麦類)や一般作物(野菜、小豆、タバコ、樹苗等)、それに永年性作物(果樹、ホップ、アスパラガス等)の作付による転作で、このほか林地、養魚池、及び農業生産に必要な施設の敷地への転換も含まれます

(2)農協等への水田預託

これは労力不足などの事情により転作できない農家が、その水田を農協に預ける方法で、これには次の方法があります

(イ)農協が転作希望農家を探して、使用貸借契約を結んで転作してもらう。

(ロ)農協が借り受け、それを組合員のための実習展示圃、共同放牧地、採種圃などの用地等として利用する。

(ハ)農協の保全管理、これはやむなく休耕しなければならない水田を、転作事業が実施されるまでの間、預託農家が費用を農協に支払って、いつでも耕作可能な状態に管理してもらうもので、いわゆる単耕休耕を防ぐためのものです。

(3)土地改良事業の通年施行

これは農作物を作付けすることなく、夏期に耕地整理などの工事を実施することです。

以上、本対策はこの3つの方法から成り立っています。

転作に奨励補助金交付
集団計画にさらに加算金

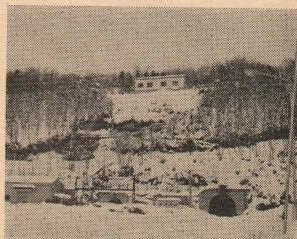
転作等を実施した農家には、水田利用再編奨励補助金(左表)が交付されます。ただし、転作を実施した水田のどれもが対象になるとは限りません。対象とな

松木鉱山1月末で閉山

昨年11月12日に閉山を表明していた松木鉱山は、1月24日午後の2番方から操業をストップ、1月31日ついに閉山しました。

同鉱山は、三菱金属株式会社が昭和45年に開発に着手、48年4月から操業を開始、51年7月には三菱金属から分離独立して松木鉱業株式会社として発足、黄銅鉱月産約1万トンと採掘出鉱していましたが、銅価の下落低迷、高品位鉱量の減少、それに採鉱コストの上昇に伴う赤字増大などを理由にやむなく閉山したものです。

その後、この閉山と同時に離職した従業員150人の再就職問題が心配されていますが、2月20日現在で81人の再就職が決定、残り69人については、鉱山と職業安定所を窓口で紹介業務をすすめています。



閉山した松木鉱山

る水田は、52年に水稻の耕作が行われた水田、又は、52年に転作を実施し、奨励補助金の交付対象となった水田です。50年産の水稻の収穫期後に開田された新規開田は除かれます。

また、この対策では農家個々の転作も認められますが、集落ごとの集団による計画転作が強調されています。これは集落内の農家はほとんどが用排水や地理的な条件で関連していることから、集落をひとつの単位として転作計画をすすめるもので、この場合には奨励補助金のほかに計画加算金が上積みされることになっています。

以上、水田利用再編対策の大意をお伝えしましたが、もし目標面積未達成があれば、その分を翌年に加算され、あわせて米の換算数量(限度数量)が控除されますので、農家の皆さんの本対策への正しいご理解とご協力をお願いします。

《転作奨励補助金及び計画加算金》

作物等区分	10a当り基本額		転作率区分(%)	10a当り計画加算額	
	○特定作物	○一般作物		○特定作物	○一般作物
共済引受基準収穫量区分(kg)	○永年性作物	○管理転作	以上	○永年性作物	○管理転作
580 ~ 594	64,000円	49,000	22%以上	20,000円	13,000円
595 ~ 579	63,000	48,000	20	19,000	12,400
580 ~ 564	62,000	47,000	18	18,000	11,800
565 ~ 549	61,000	46,000	16	17,000	11,200
550 ~ 534	60,000	45,000	14	16,000	10,600
535 ~ 519	59,000	44,000	12	15,000	10,000
520 ~ 504	58,000	43,000	10	14,000	9,400
505 ~ 489	57,000	42,000	8	13,000	8,800
490 ~ 474	56,000	41,000	6	12,000	8,200
475 ~ 459	55,000	40,000	4	11,000	7,600
460 ~ 444	54,000	39,000	4%未満	10,000	7,000
445 ~ 429	53,000	38,000	(例)反収534kg(当市平均)の水田に大豆を作付けた場合は、10a当り6万円の奨励補助金が、また計画転作(集団)でその転作率が7%の場合はさらに1万2千円の加算金が交付されます。		
430 ~ 414	52,000	37,000			
415 ~ 400	51,000	36,000			
400 ~ 385	50,000	35,000			
385 ~ 370	49,000	34,000			
370 ~ 355					

水道ミニ知識

～水道料金の支払方法について～

- 水道料金の支払いには次の3つの方法があります。
- ①集金員による集金…毎月水道課の集金員が直接お宅へ集金にうかがう方法
 - ②自主納付…毎月水道課から送られる納付書により、市役所や出張所又は銀行などへ納付していただく方法
 - ③口座振替制度…金融機関に預金口座のある場合、金融機関があなたに代って料金の支払手続きをしてくれる自動振替制度
- 現在、集金員による方法を利用し、留守がちなご家庭はなるべく納付書による納付、又は銀行などの口座振替制度をご利用ください。
- なお、口座振替は市内各銀行、信用金庫、信用組合で取扱っていますので預金通帳、印鑑、水道料金の領収書又は検針票を持参のうえ、自分の預金口座をお持ちの金融機関へお申込みください。
- その他詳しいことについては水道課へお問合わせください。電話42-4117

～成人病のきっかけをつくらないために～

保健婦だより

- 1 バランスのとれた食生活を
健康を守るためには栄養素をバランスよくとることが必要です。そのためには右図のように6つの食品群を毎日組合わせて献立を立てると便利です。
- 2 お米だけのとりすぎはやめましょう
お米などの糖質をとると肥ります。肥満は高血圧や動脈硬化の人にとって大敵です。
- 3 塩分の制限を
塩分は血圧を上げます。高血圧の人は塩分を普通の人の半分の7～8割まで制限する必要があります
- 4 脂肪は植物性のものを
動物性脂肪は動脈硬化を促進させます。動物性の油は避け、てんぷら油、サラダ油、ごま油などの植物性の油をなるべくとるようにしましょう。
- 5 魚は自由に肉はほどほどに
魚や肉は減らす必要はありませんが、肉のあぶらは避けたいものです。
- 6 新鮮な野菜、果物、海藻類をもっと
ミネラルやビタミンが多く含まれています。大いにとってください。

＜6つの基礎食品＞

主な栄養素	食品の種類
ビタミンA	1群 緑黄野菜
ビタミンC	2群 その他の野菜・果物
たん白質	3群 肉・魚・卵・大豆
糖質	4群 穀類・砂糖・いも
カルシウム	5群 牛乳・小魚・海藻
脂肪	6群 油脂

良好な居住環境を……

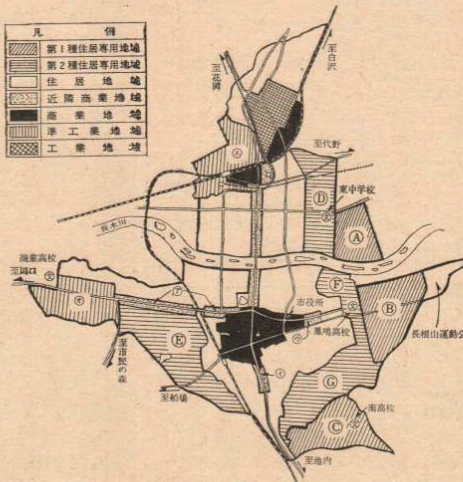
4月から日影規制を実施

大館都市計画用途地域図

敷地の外に一定量を超える日影を一定時間以上生じさせてはならない——とするいわゆる「日影規制」が、建築基準法に盛り込まれて4月1日から施行されます。

日影規制のねらいとしては、住居系の用途地域で、中高層建築物が建つことによって生ずる日影を一定基準で規制し、建築物周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持することにより、健全な市街地を形成するために役立てようというものです。

以下、本市の対象となる地域やその具体例をお伝えします。



大館市の場合は、都市計画用途地域に指定されている地域（右の図を参照）のうち、住宅地としての環境を保護すべきとされている次の地域が、この日影規制の対象となります。

＜第1種住居専用地域＞

- ・観音堂東側地区の一部 ……①
- ・鳳鳴高校から長根山寄り一帯の東台地区 ……②
- ・南高校を中心とした萩ノ台、狐台地区 ……③

＜第2種住居専用地域＞

- ・有浦4～6丁目、代野の一部 ……④
- ・根下戸町、城西町、神明町の一部 ……⑤

- ・鉄砲場一帯 ……⑥
- ・相楽沢中台、東台の一部、池内道下、扇田道下、象ヶ鼻の一帯 ……⑦

＜住居地域＞（図の白い部分）

- ・釈迦内南側の一帯、中道1～3丁目、御成町1、2丁目、清水1～3丁目、有浦1～3丁目、片山1～3丁目、水門町、豊町、神明町、幸町、その他

＜近隣商業地域＞

- ・末広町から広城消防本部までの国道7号線沿 ……⑧
- ・NHK中継所付近までの国道103号線沿 ……⑨
- ・裁判所付近から鳳鳴高校に至る道路沿の一帯 ……⑩

＜準工業地域＞

- ・板子石付近の一部 ……⑪
- ・片山3丁目と根下戸新町の一部 ……⑫

以上の地域に3、4階建の中高層建築物を建てる場合は、この日影規制を受けることになります。

具体的には、第1種住居専用地域では、Fの高さが7mを超える建築物、又は地上3階建以上の建築物が、その他の地域では高さが10mを超える建築物が規制されることになります。

日影の測定は、日照時間の最も短い冬至日の午前8時から午後4時までの基準に、第1種住居専用地域では地上1.5m（ほぼ1階の窓の高さ）、第2種住居専用地域では地上4m（ほぼ2階の窓の高さ）で測って敷地外5mを超える部分に日影を4時間以上、又は、10mを超える部分に日影を2時間30分以上つくる建築物を建ててはならないことになり、地上4mの高さで測って敷地外に5mを超える部分に5時間以上、又は10mを超える部分に3時間以上の日影をつくる建築物を建てられないことになります。

このようなことから、これらの規制地域で、今年の4月1日以後に新築、増改築などする場合は、敷地内での建物の配置など設計段階において十分に検討しなければならぬわけです。

以上、日影規制についてのあらすじをお伝えしましたが、詳しい点については、市役所都市開発課、北秋田土木事務所大館出張所又は各建築設計事務所へお問い合わせください。

第22回市民スキー大会 城西小がリレー4連勝

教育委員会と体育協会主催の第22回市民スキー大会は、2月5日午前9時から市民スキー場と長根山運動公園を会場に行われました。

今大会は、小学校351人、中学校65人、それに一般40人の計456人の選手が出場したマンモス大会となりました。

この日は、数日來の吹雪も晴れ、久しぶりの青空がのぞく好天のなか、選手たちは日頃の練習の成果を充分に発揮しようと各競技に全力をだしていました。

また、会場には選手のお父さんなど約1,500人の市民が応援にかけつけ、会場の一角に各校ごとそれぞれテントを張って陣をとり、大きなナベをかけて選手の昼食の準備や応援とおおわらわ、熱気のこもった声援に冬の寒気も吹き飛びそうなるふん囲気でした。

今大会では、城西小学校男女両チームのリレー競技4年連続優勝と花岡小学校佐々木なつ子さんの女子回転競技2年連続優勝が注目されました。



年金だより

こんなとき こんな届出を

国民年金のいろいろな届出は、自分自身で市役所に届出ることになっています。次のようなときは必ず届出の手続きを市役所に備えてあります。

＜資格取得届＞

- ・20歳になったとき
- ・60歳前で厚生年金などをやめるとき
- ・サラリーマンの奥さんなどが希望で加入するとき

＜資格喪失届＞

- ・就職などで厚生年金などに加入したとき
- ・希望で加入した人がやめるとき

＜住所・氏名変更届＞

- ・住所や氏名が変わったとき

＜保険料免除申請書＞

- ・生活が苦しくて掛金が納められないとき

＜その年金の裁定請求書＞

- ・年金を受けようとするとき

＜死亡届＞

- ・加入した人や年金を受けていた人が死亡したとき

たばこは市内で 買いましょう。

1箱（150円のもの）につき
24円25銭が市の収入になります。

昭和52年

少年非行白書

補導数は減少したが、悪質、低年齢化の傾向

大館警察署と大館地区少年保護育成委員会では、昨年1年間の管内の少年非行の実態をまとめました。

これによりますと、補導された少年の数は、昨年、一昨年に比べ減少していますが、その反面不良行為の悪質化、それに低年齢化（小学生の補導数が年々増）の傾向にあり、これは非常に憂慮されることです。

これから卒業期を迎え、少年たちの心がゆるみがちになり、不良行為による補導件数も増える時期です。不良行為は犯罪にはしるひとつの段階であり、不良行為少年に対する早期発見、早期補導が最も大切です。家庭における指導もあわせて少年の健全育成に市民一体となつてのご協力をお願いします。

(14歳以上20歳未満)							
犯罪少年 刑法 犯	学 職 別	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	51年の比較
	行為別						
	強盗				0	0	-2
	婦女暴行					0	0
	暴行			2		2	+2
	傷害		2			2	+2
偽造					0	-1	
盜					0	0	
窃		6	28	16	3	53	-18
その他						0	-3
計		6	30	18	3	57	-20
(20歳未満)							
特別法	道交法 200	銃刀法 0	その他 2	計 202	51年との比較 -7		
(13歳以下)							
触法少年	行為別	件数	51年との比較				
	強盗	9	-22				
	窃	3	+3				
	計	12	-19				

学 職 別	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	51年との比較
金 銭 濫 費	5					5	±0
金 け ん か			5			5	+5
家 断 外 泊		6	12	6	2	26	-18
無 意 物 品 持 出	6	9	11			26	-18
不 純 異 性 交 遊	1		8	2	1	12	+8
婦 女 いた ず ら		3	32	20	4	59	-17
飲 酒			14	26	5	45	-5
喫 煙		8	153	578	121	860	-27
不 良 交 遊			4	8	7	19	-10
不 健 全 娯 楽		4	44	14	9	71	-66
夜 あ そ び	7	34	122	223	36	422	+58
薬 物 乱 用			2			2	-1
意 外 業				18		18	+13
盛 り 場 排 廻			2		2	4	+4
そ の 他	14		18	2	1	35	-50
計	33	65	436	898	190	1,622	-139



市民課からお願い

◆申請には世帯番号
を忘れずに

市民課では、市役所の各窓口での書類の申請の際などに世帯番号を記入するよう呼びかけています。
たとえば、代理の方がおいでになる
ときでも住所だけでなく、世帯番号も
聞いてこられると便利です。
記載箇所は、申請用紙の上段にあり
ますので忘れず記入のうえ窓口へお出
しください。

◆印鑑登録証の交付は
お早めに

印鑑登録をしている方で、まだ印鑑
登録証の交付を受けていない方は、3
月31日までに登録証の交付を受けま
せんとい鑑登録が無効となり、4月1
日以降に印鑑証明書が必要なときは、
新規に印鑑を登録しなければならませ
んの、お早めに登録証の交付を受け
られるようお勧めします。

市民の善意

教育委員会扱い

53年花岡地区合同年祝実行委員会
花岡公民館へ カラーテレビ 1台
丸山正雄さん(長倉) 図書 19冊
市内各小学校へ
小林 修さん(白沢) マイク延長コード2本
矢立公民館へ
矢立部落 スリッパ 50足
矢立公民館へ

福祉事務所扱い

大館市連合青年会 会長 菅原一夫さん
社会福祉へ 30,000円
大館カトリック教会学校児童一同
社会福祉へ 6,470円
小林治夫さん(花岡町)
社会福祉へ 10,000円
後藤キエさん(常盤木町)
社会福祉へ 20,000円
軍人恩給連盟大館支部
社会福祉協議会へ 100,000円
虹川恵祥さん(豊町)
社会福祉協議会へ 15,000円

老人ホーム扱い

大流グランドホテル 台湾ショー招待
大館美容師組合15名 美容奉仕
大館美容師組合8名 美容奉仕
伊藤利一さん(軽井沢) 誕生菓子 16人分
佐藤俊俊さん(本宮) 餅、あづき外 37・5kg
匿名者 指圧奉仕
東北ビル管財KK(常盤木町) さくら餅 158コ

第2回職場対抗卓球大会

日 時・3月12日(日) 午前9時
場 所・大館市民体育館
参加資格・(1)大館市に登録されている職
場単位であること。
(2)市民のほか他の市町村から
通勤している方も出場でき
ます。

競技種目・男子、女子、ママさんの部
個人戦
申 込 先・3月7日(火)まで市民体育館
内社会体育係へ
参 加 料・無 料
※不明な点については体育館内社会体育
係42-0310へ連絡ください。

し尿浄化槽施工登録
業者が決まりました

し尿浄化槽の施工登録業者が次のよう
に追加登録されました

登録事業所	(電話番号)
柴田水道(軽井沢)	52-6651
牧野工業所(有浦4丁目)	43-9215

乳 児 検 診

＜検診実施期＞

第1, 第2火曜日

＜検診時間＞

生後5カ月乳児 午前9時～10時
生後3カ月乳児 午後1時～2時

＜検診場所＞ 大 館 保 健 所

＜検診該当地区＞

第1火曜日・大館地区(長木川以南)
第2火曜日・大館地区(長木川以北)
釈迦内, 花矢地区

※第3火曜日に該当の方は、第1, 第2
火曜日に検診を受けてください。

3 歳 児 検 診

＜実 施 日＞

◆3月9日(木) 午後1時～2時
昭和50年2月1日から2月15日の
間に生まれた幼児

◆3月23日(木) 午後1時～2時
昭和50年2月16日から2月末日の
間に生まれた幼児

＜検診場所＞ 大 館 保 健 所

※受診料は無料です。必ず母子手帳を持
参してください。

3 月 の 健 康 相 談

＜実 施 日＞

3月 6日(月) 真 中公民館
6日(月) 花 岡公民館
8日(水) 釈迦内公民館
10日(金) 市役所保健室
15日(水) 矢 立公民館
16日(木) 十二所公民館
20日(月) 下川沿公民館
22日(水) 二井田公民館
27日(月) 上川沿公民館
27日(月) 長 木公民館

※時間は、いずれも午前10時から午後
3時までです。

なだれ事故にご注意

今冬は、1月末から2月初めにかけ平
年を上回る積雪となっていますが、これ
から融雪期を中心になだれの発生が予想
されますので、次のことに十分注意しま
しょう。

- ・なだれは1日のうち午前10時から午
後4時の間に最も発生しています。
- ・急傾斜地や崖下等にある家屋につい
ては、巡視を強め異常現象が認められ
た場合は消防本部が市役所土木課へご連
絡ください。
- ・伐木集運材等の冬山作業に従事する
方は雪び、雪割れ等をよく調査し、危険
な箇所での作業はやめましょう。
- ・スキー、冬山登山等の場合、危険な箇
所への立入は絶対にやめましょう。

固定資産課税台帳
の縦覧について

地方税法第415条の規定により、つ
ぎのとおり固定資産課税台帳を縦覧に供
します。

期 間・3月1日から3月20日

時 間・午前9時から午後5時

場 所・市役所税務課

戦傷病者特別援護法
施行令の一部改正

戦傷病者特別援護法施行令の改正によ
り国有鉄道の無賃取扱いが、次の障害程
度まで認められることになりました。

◆障害程度・ 第3目症及び第4目症ま
での戦傷病の方

◆申請先・ 3月より福祉事務所社会
係42-1212 内線249
で受付しております。

特別弔慰金の請求は
3月31日までに

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の
請求は3月31日までとなっております
ので、該当している方は、市役所福祉事
務所社会係に請求してください。

大館観光写真展

期 間・3月1日～6日

場 所・青少年ホーム

時 間・午前9時～午後4時

ガス事故にご注意を

1月以来、降雪によるガス器具等の損
傷による事故が増えています。ガス事故
をなくすため次のことに注意しまし
よう。

- ・積雪、落雪によるガス器具等の損傷に
注意しましょう。
- ・ホース等の損傷によるガス漏れがあ
った場合は応急措置をし、販売店等に連
絡しましょう。
- ・就寝、外出の際は必ず元栓を閉じま
しょう。

公民館の窓

●老壮大学終了式

日 時・3月23日(木) 午前10時
場 所・中央公民館
演 題・「桂城の文人たち」
講 師・秋田県生涯教育推進本部
荒谷 浩先生

●家庭教育学級合同開講式

日 時・3月25日(土) 午後1時
場 所・中央公民館
講 演・「思いやりのある家庭教育」
講 師・真井田善悦先生

●土曜日洋裁クラブ

日 時・毎週土曜日 午後1時
場 所・中央公民館

●壮年健康教室

日 時・毎週火曜日 午後6時
場 所・中央公民館

●子供文化講座

日 時・3月12日(日) 午前10時
場 所・中央公民館 婦 人 室
テーマ・「映画とゲーム」
対 象・市内小学生

●市民講座 新しい住いづくりの知識
日 時・3月9, 16, 23日の午後6
時から3月19, 26日の午後
10時から

場 所・中央公民館

※詳しいことは、中央公民館

電話42-4369へ

●トレーニング教室新入会員募集

日 時・毎週金曜日 午前10時
場 所・中央公民館 スポーツ館
※入会申込みは中央公民館へ

税務署からお知らせ

所得税の申告と納税は3月15日までに
所得税の確定申告は3月15日までで
すが、もう申告はお済みでしょうか。
申告書の書き方などについて、わから
ないことがありましたらお気軽に税務署
にご相談ください。
申告をしなければならない方が申告を
しなかったり、誤った申告をしますと、
後で、不足の税金を納めることになるだ
けでなく、加算税など余分な税金を納め
なければなりませんので、申告をする際
は、よく確かめて正しい申告をしてくだ
さい。

所得税を全納できない方は、税金の2
分の1以上を3月15日までに納めると
残りの税金を5月末まで延納することが
できます。

なお、便利な納税の方法として、振替
納税の制度もありますので、ご利用くだ
さい。

交通災害共済へ加入しましょう

交通災害共済の53年度加入受付を2
月1日から3月31日まで行っています
万一にそなえてご家族そろって加入しま
しょう。

◆加入できる人

市内に住んでいる方で、市の住民基本
台帳に登録されている方

◆掛 金

1人 300円 小, 中学生 250円
※53年度新入学児童及び75歳以上の
方は無料です(市が全額補助)

◆共済期間 4月1日から1年間

※途中加入の場合はその翌日からです。

◆申込み方法

環境保護課又は花矢支所, 各出張所へ
申込書に掛金を添えて申し込んでくださ
い

◆災害共済金

・死亡 100万円
・自賠法施行令第1級各号の傷害
80万円

・6か月以上の治療を要する傷害

16万円
・5か月以上 " 10万円
・4か月以上 " 8万円
・3か月以上 " 6万円
・2か月以上 " 3万5千円
・1か月以上 " 2万4千円
・1週間以上 " 1万2千円

◆災害共済金の請求

災害から1年以内に事故証明書, 診断
書, 加入者証を添えて請求してください

◆あてはまる交通事故

道路上で、自転車、オートバイ、自動
車、バスなどに乗車中、又は歩行中こ
れらの車による事故で、死亡又はケガ
をしたとき、ただし、自動車等に関係
のない自己過失による事故、牛馬車、
リヤカー、ソリ、小児用自転車等によ
る事故は災害共済金の支給の対象にな
りません。